

長期優良住宅建築等計画の  
認定申請を予定されている皆様へ

## お知らせ（ご注意）

### 長期優良住宅建築等計画認定の申請手続きについて

長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査のうち、省エネルギー対策が省エネルギー対策等級の基準（平成11年基準）に基づき適合証を交付された方は、平成27年3月31日までに所管行政庁あて認定申請をしてください。  
平成27年4月1日以降の認定申請には、活用できませんのでご注意ください。

平成27年4月1日から平成25年省エネ基準の完全施行により、以下の取り扱いとなります。

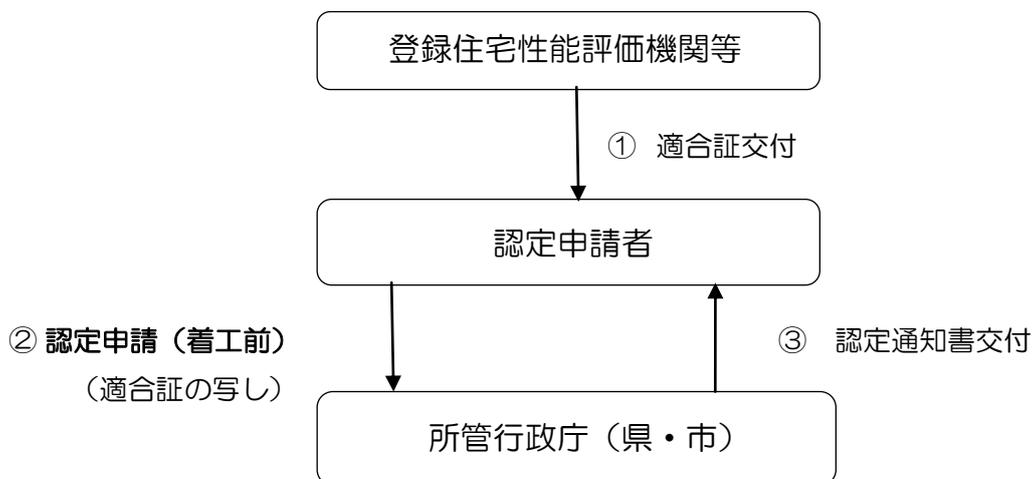
○省エネルギー対策等級：平成11年基準（Q値、 $\mu$ 値）により「適合証」を交付された方  
→平成27年3月31日までに、所管行政庁へ認定申請をしてください

平成27年4月1日以降に所管行政庁へ、認定申請を行う方は省エネルギー対策が  
断熱性能等級：平成25年基準（U値、 $\eta$ 値）による「適合証」のみ、活用が可能です

※ 所管行政庁への認定申請は、工事着工前におこなってください。

※ 工事の着工後に認定申請をおこなった場合、認定を受けることはできません。

### 【適合証交付後の手続き】



平成27年3月

登録住宅性能評価機関  
一般財団法人長崎県住宅・建築総合センター